児童手当制度改正についてのよくある質問（Q&A）

1　.　児童手当制度改正に伴う手続き全般について

Q1-1：児童手当制度はいつから改正されるのですか？

A1-1：

制度改正は令和６年１０月１日から施行され、令和６年１２月支給（令和６年１０月・１１月分）から改正後の手当額で支給します。

Q1-2：所得制限が撤廃されるのであれば、受給者は父母どちらになりますか？

A1-2：

制度改正後も、原則として、所得の高い方（生計を維持する程度の高い方）が申請者（受給者）となります。

Q1-３：多子加算とはどういうことですか？

A1-3：

養育している大学生年代までの子どもが３人以上いる場合に、３人目以降の子どもの支給額が増額さ

れることを言います。

Q1-4：子どもを養育しているとはどういうことですか？

A1-4：

子どもを「監護」し、かつ「生計を同じくしている」場合を言います。

　　・「監護している」とは簡単にいうと、面倒を見ていること。子どもと同居し、日常生活の世話や必要な保

護をしている。または、別居しているが定期的な連絡・面会などをしている。

　・「生計を同じくしている」とは生活費（食費・家賃など）または学費などを負担していること。金銭ではなく、食料品・生活必需品などを仕送りしている場合や、これらに相当する経済的負担をしている場合も含み、これを欠くと生活水準を維持できない場合を言います。

Q1-5：大学生年代の子どものみを養育しています。児童手当の支給対象になりますか？

A1-5：

大学生年代のお子さんは、３人以上のお子さんを養育している場合に「多子加算の算定対象」となりま

すが、児童手当の支給対象とはなりません。

2　.　高校生年代のお子さんについて

Q2-1：高校生年代の子どもがいますが、就職しています。児童手当の支給対象となりますか？

A2-1：

お子さんの所得の有無に関わらず、父母等がお子さんを監護（養育）し、かつ生計を同じくしている場合

には支給対象となります。

Q2-2：高校生年代の子どもが通学のため町外の寮で生活している場合、児童手当の支給対象とな

りますか？

A2-2：

お子さんと別居している場合であっても、父母等がお子さんを監護（養育）し、かつ生計を同じくしている

場合には支給対象となります。

Q2-3：高校生の子ども（１９歳）を養育していますが、児童手当の支給対象となりますか？

A2-3：

児童手当の支給対象となる高校生年代のお子さんは、年度末（３月３１日）での年齢が１８歳のお子さんとなるため、高校生であっても、１９歳のお子さんは対象外となります。

3　.　大学生年代のお子さんについて

Q3-1：大学生の子ども１人と高校生年代の子どもが１人います。養育している子どもはこの２人ですが、大学生の子どもがいる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となりますか？

A3-1：

　「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、大学生年代のお子さんを含め、３人以上のお子さんを養育している場合に加算を受けるための書類となります。このため、養育しているお子さんが２人の場合は、提出する必要はありません。

Q3-2：大学４年生の子ども（２３歳）を養育していますが、多子加算の算定対象となりますか？

A3-2：

多子加算の算定対象となる大学生年代のお子さんは、年度末（３月３１日）での年齢が１９歳～２２歳のお子さんとなるため、大学生であっても、２３歳のお子さんは対象外となります。

Q3-3：就職して別居している子ども（２０歳）と、高校生（17歳）、中学生、小学生がいます。就職している子どもも、「多子加算の算定対象」に含めることができますか？また、算定対象にできた場合、支給額（月額）はいくらになりますか

A3-3：

　　就職して別居しているお子さんであっても、大学生年代のお子さんであって、生活費などの経済的負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「多子加算の算定対象」とすることができます。大学生年代のお子さんを３人以上養育している場合には、加算を受けることができますので「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。ただし、就職しているお子さんを算定対象として認定する場合は、申し立て内容の真正性を証明する書類の提出を求める場合があります。

　　なお、加算が受けることができたこの場合の支給額は、２０歳の子が０円、１７歳の子１万円、中学生が３万円、小学生３万円となり、月額は７万円となります。

Q3-4：婚姻して別居している子ども（２０歳）と高校生年代、中学生の子どもがいます。この場合でも、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出すれば、手当額の加算を受けることはできますか？また、婚姻して別居している子どもに子どもがいる場合でも加算を受けることはできますか？

A3-4：

　　結婚して別居しているお子さんであっても、大学生年代（年度末年齢が１９～２２歳）であって、生活費などの経済的負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出すれば「多子加算の算定対象」となり、手当額の加算を受けることができます。なお、大学生年代のお子さんに子どもがいる場合も同様です。ただし、確認書記載内容の真正性を証明する書類の提出を求める場合があります。

Q3-5：子どもが短期大学に令和８年３月まで通学予定です。令和８年３月に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を再度提出する必要がありますか？

A3-5：

　　卒業前に、受給者の方に「監護相当・生計費の負担についての確認書」をお送りします。卒業後も監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生活費の相当部分を負担するようであれば、再提出してください。提出がないと、「多子加算の算定対象」にはなりません。

なお、高等専門学校、専門学校など、お子さんが２２歳になる前に卒業・終了となる学校に在学されている場合は、同様に、再提出が必要となります。

**お問い合わせ先**

**南幌町保健福祉総合センター「あいくる」　子育て支援係　℡378-5888**